

厚労省通知

「電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」 に対する病院方針について

2020年4月14日

藤沢診療所 所長 野本

2020年4月10日に厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」が発出され、4月13日より運用が開始となりました。

これにより、

初診

A 通院したことがある病院に新しい症状で受診する

B 通院したことがない病院に受診する

を 電話・情報通信機器を用いた診療(オンライン診療)で行うことが認められました。

上記についての藤沢診療所での対応は下記のとおりとなります。

電話での初診について藤沢診療所の方針

原則行っておりません。 ※Aについては医師判断となります。

理由①: 対面診療でないため情報量が少なく責任を負った判断ができないこと。

理由②: 本人確認と被保険者であることの確認が困難であること。

申し訳ありませんが、マスク着用など感染対策をしていただき ご来院ください。